

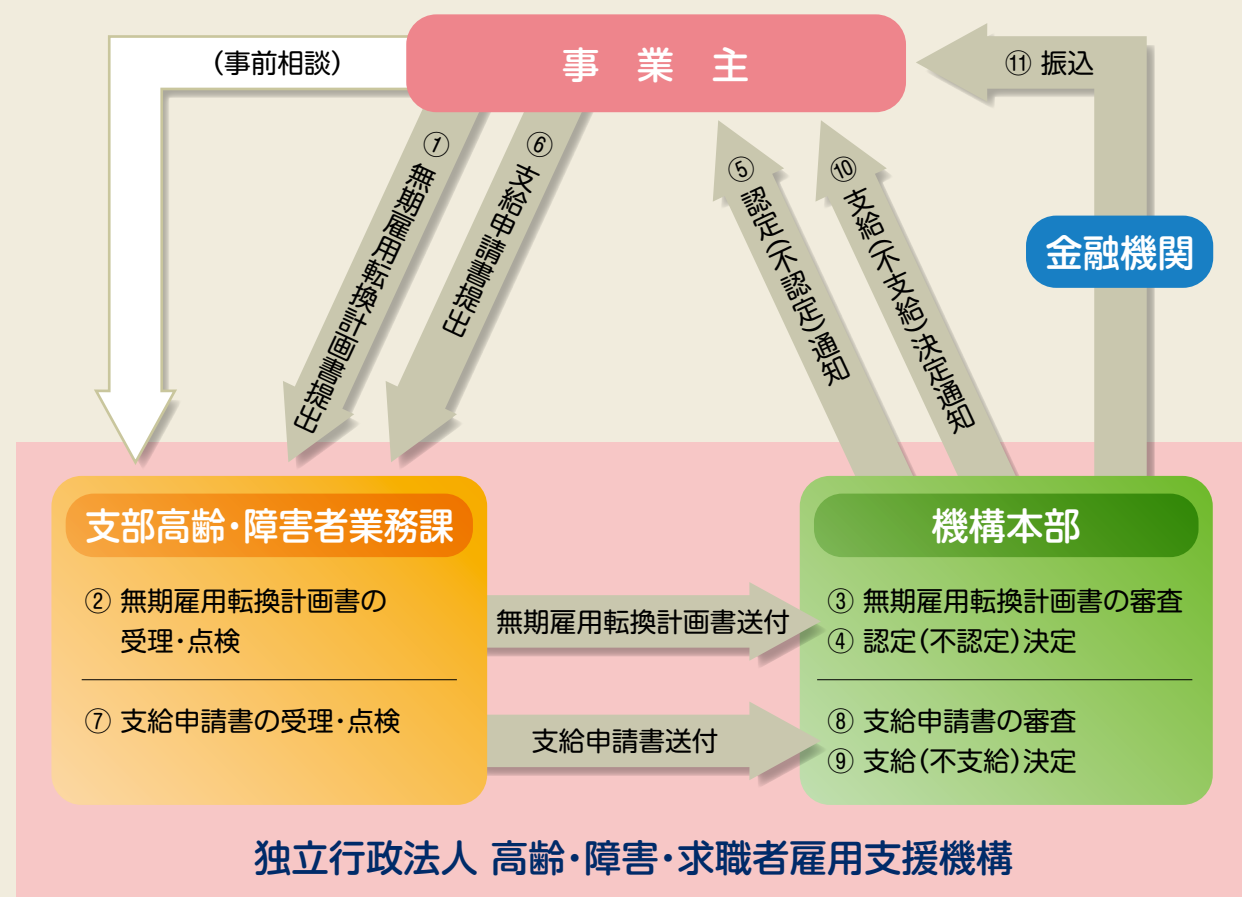
高年齢者雇用安定助成金

高年齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を
無期雇用労働者に転換させた事業主に対して
助成金を支給します。

制度ご案内 平成28年4月

【申請から支給までの流れ】



1 支給対象となる事業主

高年齢者雇用安定助成金(高年齢者無期雇用転換コース)(以下「助成金」といいます。)は、次の①から⑫までのいずれにも該当する事業主に対して支給します。

- ① 雇用保険適用事業所の事業主であること。
- ② 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」といいます。)の理事長に、有期契約労働者を無期雇用労働者に転換する計画(その実施期間が3年から5年までのものに限る。)(以下「無期雇用転換計画」といいます。)を提出し、計画認定を受けている事業主であること。
- ③ 有期契約労働者を無期雇用労働者に転換する制度を労働協約または就業規則その他これに準ずるものに規定している事業主であること。
- ④ 上記③の制度の規定に基づき、雇用する50歳以上かつ定年年齢(65歳以上である場合にあっては65歳。以下同じ。)未満の有期契約労働者を無期雇用転換計画期間内に無期雇用労働者に転換し、当該制度の実施の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。
- ⑤ 上記④により転換した労働者を、転換後6か月以上の期間継続して雇用し、当該労働者に対して転換後6か月分の賃金を支給した事業主であること。
- ⑥ 支給申請日において当該制度を継続して運用している事業主であること。
- ⑦ 当該転換日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過する日までの間に、当該転換を行った適用事業所において、雇用保険被保険者(一般被保険者および高年齢継続被保険者。以下同じ。)を解雇等事業主の都合により離職させた事業主以外の事業主であること。
- ⑧ 当該転換日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過する日までの間に、当該転換を行った適用事業所において、特定受給資格者となる離職理由(注)により、その雇用する雇用保険被保険者を当該転換日における雇用保険被保険者数の6%を超えて、かつ4人以上離職させていないこと。
(注)事業主都合解雇または勧奨退職のほか、事業縮小や賃金大幅低下等による正当理由自己都合離職等に限る。
- ⑨ 無期雇用労働者に転換した日以降の期間について、当該労働者を雇用保険被保険者として適用させている事業主であること。
- ⑩ 無期雇用転換計画書提出日において、高年齢者雇用推進者(注)の選任に加え、次の(1)から(7)までの高年齢者雇用管理に関する措置を1つ以上実施している事業主であること。
(1)職業能力の開発および向上のための教育訓練の実施等 (2)作業施設・方法の改善
(3)健康管理、安全衛生の配慮 (4)職域の拡大
(5)知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進 (6)賃金体系の見直し
(7)勤務時間制度の弾力化
(注) 上記の(1)～(7)を推進するため、作業施設の改善その他の諸条件の整備を図る等の業務を担当するために必要な知識や経験を有している者の中から選任された者。
- ⑪ 無期雇用転換計画書提出日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第8条または第9条(注)の規定に違反していないこと。
(注) 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第8条」とは、60歳以上の定年を定めていること、「第9条」とは、65歳以上の定年継続雇用制度を定めていることをいいます。
改正高年齢者雇用安定法では、経過措置として、継続雇用制度の対象者を限定する基準を年金支給開始年齢以上の者について定めることが認められています。基準の対象年齢は3年毎に1歳ずつ引き上げられますので、基準の対象年齢を明確にするため、就業規則の変更が必要になります。
なお、この経過措置は、改正高年齢者雇用安定法が施行されるまで(平成25年3月31日)に労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた場合に限りです。
- ⑫ 転換した無期雇用労働者を65歳以上まで雇用する見込みがある事業主であること。

2 対象となる労働者

次の①から⑤までのいずれにも該当する労働者が対象となります。

- ① 支給対象事業主に雇用される期間が転換日において通算して6か月以上で50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者であること。
- ② 労働契約法第18条(注)に基づき、労働者からの申込みにより無期雇用労働者に転換した者でないこと。
(注) 有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できること。
- ③ 無期雇用労働者として雇用することを約して雇い入れられた有期契約労働者でないこと。
- ④ 転換日の前日から過去3年以内に、当該事業主の事業所において無期雇用労働者として雇用されたことがない者であること。
- ⑤ 支給申請日において離職(本人の都合による離職等を除く。)していない者であること。

3 支給額

対象労働者1人あたり50万円(中小企業事業主以外は40万円)を支給します。
1支給申請年度1適用事業所あたり10人までを上限とします。

【参考】中小企業事業主とは

中小企業事業主の判定は、資本金等の額または企業全体で常時雇用する労働者の数により行います。

	資本金の額・出資の総額		常時雇用する労働者数
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	または	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他の業種	3億円以下		300人以下

4 申請の手続き

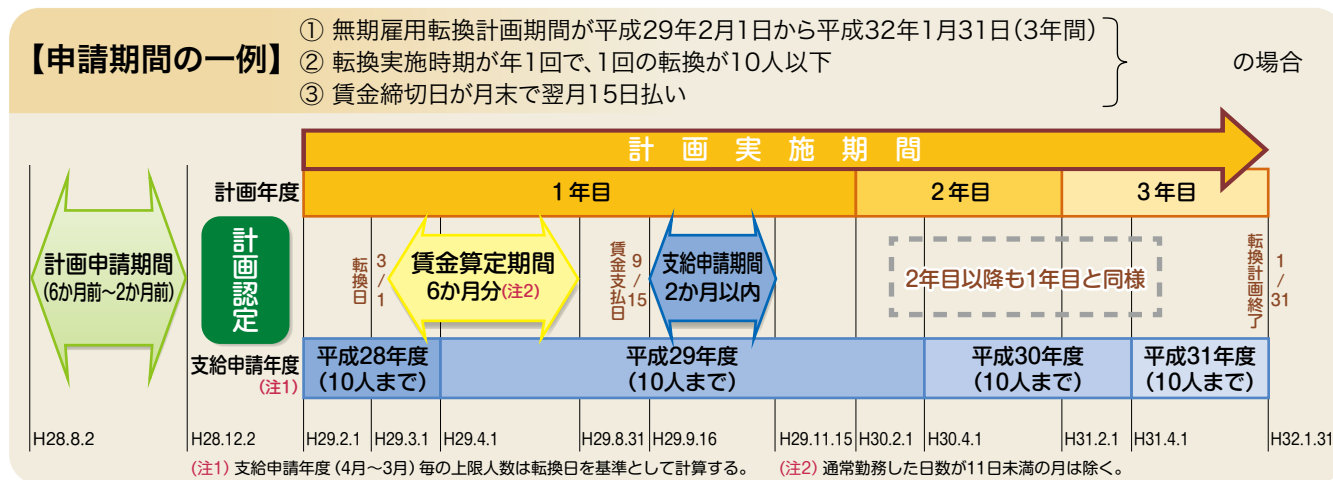
(1)無期雇用転換計画書の提出

助成金の支給を受けようとする事業主は、無期雇用転換計画書に必要書類を添えて、無期雇用転換計画の開始日から起算して6か月前の日から2か月前の日までに、主たる事業所または転換の実施に係る事業所の所在する都道府県の支部高齢・障害者業務課(東京・大阪は高齢・障害者窓口サービス課)に提出してください。

(2)支給申請書の提出

転換後6か月分の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内に支給申請書に必要書類を添えて、支部高齢・障害者業務課(東京・大阪は高齢・障害者窓口サービス課)に提出してください。

ただし、計画年度(無期雇用転換計画開始日を基準日とし、基準日から起算して1年を経過するまでの期間、2年目以降も同様)中に一度も転換制度を実施していなかった場合は、無期雇用転換計画書は失効となり、当該申請に係る支給はできません。



※1年間に転換実施時期が複数回ある場合は、この事例とは異なります。

5 助成金を受給できない事業主

次のいずれかに該当する事業主に対しては、助成金を支給しません。

- 不正受給をしてから3年以内に申請をした事業主、または申請日後、支給決定日までの間に不正受給をした事業主(不正受給とは、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、または受けようとするをいいます。)
- 支給申請した年度の前年度より前のいずれかの年度の労働保険料を納入していない事業主
- 支給申請日の前日から過去1年間に、労働関係法令の違反を行った事業主
- 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、またはこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主
- 暴力団と関わりのある事業主
- 支給申請日または支給決定日の時点で倒産している事業主
- 不正受給を理由に支給決定を取り消された場合に、機構が事業主名等を公表することについて、同意していない事業主

6 「支給申請の手引」および「申請様式」について

申請方法を詳しく説明した「支給申請の手引」を都道府県支部に用意しております。

また、申請様式は、機構ホームページからダウンロードできます。

(当機構トップページ(<http://www.jeed.or.jp/>)→高齢者の雇用支援→助成金→申請書類とお進みください。)

お問い合わせ先

ご相談・申請等は、下記の都道府県支部の高齢・障害者業務課(東京・大阪は高齢・障害者窓口サービス課)へお問い合わせください。

支部名	住所	電話番号	FAX
北海道	〒063-0804 札幌市西区二十四軒4条1-4-1 北海道職業能力開発促進センター内	011-622-3351	011-622-3354
青森	〒030-0822 青森市中央3-20-2 青森職業能力開発促進センター内	017-721-2125	017-721-2127
岩手	〒020-0024 盛岡市菜園1-12-10 日鉄鉱盛岡ビル5階	019-654-2081	019-654-2082
宮城	〒985-8550 多賀城市明月2-2-1 宮城職業能力開発促進センター内	022-361-6288	022-361-6291
秋田	〒010-0951 秋田市山王3-1-7 東カンビル3階	018-883-3610	018-883-3611
山形	〒990-2161 山形市大字漆山1954 山形職業能力開発促進センター内	023-674-9567	023-687-5733
福島	〒960-8054 福島市三河北町7-14 福島職業能力開発促進センター内	024-526-1510	024-526-1513
茨城	〒310-0803 水戸市城南1-1-6 サザン水戸ビル7階	029-300-1215	029-300-1217
栃木	〒320-0072 宇都宮市若草1-4-23 栃木職業能力開発促進センター内	028-650-6226	028-623-0015
群馬	〒379-2154 前橋市天川大島町130-1 ハローワーク前橋3階	027-287-1511	027-287-1512
埼玉	〒336-0931 さいたま市緑区原山2-18-8 埼玉職業能力開発促進センター内	048-813-1112	048-813-1114
千葉	〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-1-3 ハローワーク千葉5階	043-204-2901	043-204-2904
東京	〒130-0022 墨田区江東橋2-19-12 ハローワーク墨田5階	03-5638-2284	03-5638-2282
神奈川	〒241-0824 横浜市旭区南希望が丘78 関東職業能力開発促進センター内	045-360-6010	045-360-6011
新潟	〒951-8061 新潟市中央区西堀通6-866 NEXT21ビル12階	025-226-6011	025-226-6013
富山	〒933-0982 高岡市ハケ55 富山職業能力開発促進センター内	0766-26-1881	0766-23-6445
石川	〒920-0352 金沢市観音堂町へ1 石川職業能力開発促進センター内	076-267-6001	076-267-6084
福井	〒910-0005 福井市大手2-7-15 明治安田生命福井ビル10階	0776-22-5560	0776-22-5255
山梨	〒400-0854 甲府市中小河原町403-1 山梨職業能力開発促進センター内	055-242-3723	055-242-3721
長野	〒381-0043 長野市吉田4-25-12 長野職業能力開発促進センター内	026-258-6001	026-243-2077
岐阜	〒500-8842 岐阜市金町5-25 住友生命岐阜ビル7階	058-265-5823	058-266-5329
静岡	〒422-8033 静岡市駿河区登呂3-1-35 静岡職業能力開発促進センター内	054-280-3622	054-280-3623
愛知	〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-2-28 名古屋第二埼玉ビル4階	052-533-5625	052-533-5628
三重	〒514-0002 津市島崎町327-1 ハローワーク津2階	059-213-9255	059-213-9270
滋賀	〒520-0856 大津市光が丘町3-13 滋賀職業能力開発促進センター内	077-537-1214	077-537-1215
京都	〒617-0843 長岡京市友岡1-2-1 京都職業能力開発促進センター内	075-951-7481	075-951-7483
大阪	〒566-0022 摂津市三島1-2-1 関西職業能力開発促進センター内	06-7664-0722	06-7664-0364
兵庫	〒650-0023 神戸市中央区栄町通1-2-7 大同生命神戸ビル2階	078-325-1792	078-325-1793
奈良	〒630-8122 奈良市三条本町9-21 JR奈良伝宝ビル6階	0742-30-2245	0742-30-2246
和歌山	〒640-8483 和歌山市園部1276 和歌山職業能力開発促進センター内	073-462-6900	073-462-6810
鳥取	〒689-1112 鳥取市若葉台南7-1-11 鳥取職業能力開発促進センター内	0857-52-8803	0857-52-8785
島根	〒690-0001 松江市東朝日町267 島根職業能力開発促進センター内	0852-60-1677	0852-60-1678
岡山	〒700-0951 岡山市北区田中580 岡山職業能力開発促進センター内	086-241-0166	086-241-0178
広島	〒730-0825 広島市中区光南5-2-65 広島職業能力開発促進センター内	082-545-7150	082-545-7152
山口	〒753-0861 山口市矢原1284-1 山口職業能力開発促進センター内	083-995-2050	083-995-2051
徳島	〒770-0823 徳島市出来島本町1-5 ハローワーク徳島5階	088-611-2388	088-611-2390
香川	〒761-8063 高松市花ノ宮町2-4-3 香川職業能力開発促進センター内	087-814-3791	087-814-3792
愛媛	〒791-8044 松山市西垣生町2184 愛媛職業能力開発促進センター内	089-905-6780	089-905-6781
高知	〒780-8010 高知市棧橋通4-15-68 高知職業能力開発促進センター内	088-837-1160	088-837-1163
福岡	〒810-0042 福岡市中央区赤坂1-10-17 しんくみ赤坂ビル6階	092-718-1310	092-718-1314
佐賀	〒849-0911 佐賀市兵庫町大字若宮1042-2 佐賀職業能力開発促進センター内	0952-37-9117	0952-37-9118
長崎	〒854-0062 諫早市小船越町1113 長崎職業能力開発促進センター内	0957-35-4721	0957-35-4723
熊本	〒861-1102 合志市須屋2505-3熊本職業能力開発促進センター内	096-249-1888	096-249-1889
大分	〒870-0131 大分市皆春1483-1大分職業能力開発促進センター内	097-522-7255	097-522-7256
宮崎	〒880-0916 宮崎市大字恒久4241 宮崎職業能力開発促進センター内	0985-51-1556	0985-51-1557
鹿児島	〒890-0068 鹿児島市東郡元町14-3 鹿児島職業能力開発促進センター内	099-813-0132	099-250-5152
沖縄	〒900-0006 那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎4階	098-941-3301	098-941-3302

●独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ → <http://www.jeed.or.jp/>

●高齢者関係の助成金についてはこちら → <http://www.jeed.or.jp/elderly/subsidy/>

(当機構トップページ→高齢者の雇用支援→助成金とお進みください)